

2016年5月13日

各位

会社名 日新製鋼株式会社
代表者名 代表取締役社長 三喜 俊典
(コード番号: 5413 東証第一部)
問合せ先 総務部長 榊 信行
(TEL. 03-3216-5566)

第三者割当により発行される株式の募集に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、新日鐵住金株式会社（以下「新日鐵住金」といいます。）を引受人として、第三者割当の方法により発行される株式の募集を行うこと（以下「本第三者割当増資」といいます。）について決議しましたので、お知らせいたします。

なお、この本第三者割当増資に関し、本日、当社と新日鐵住金は、連名で公表したプレスリリース「新日鐵住金株式会社による日新製鋼株式会社の子会社化等に関する契約締結及び公開買付け実施に関するお知らせ」に記載のとおり、2017年3月を目途に新日鐵住金が当社を子会社化（以下「本子会社化」といいます。）するため、新日鐵住金による当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（公開買付期間：2017年2月を目途に開始、買付予定価格：1,620円、買付予定数の上限：46,896,300株。以下「本公開買付け」といいます。）及び本第三者割当増資の組合せにより、新日鐵住金による当社の発行済株式総数（自己株式を含みます。以下同じです。）の51.00%に至る当社株式の取得（ただし、新日鐵住金は、本第三者割当増資において、払込み完了時の当社の発行済株式総数に対する所有割合を51.00%とするために必要な数の募集株式についてのみ払込みを行うこととしており、本公開買付けのみで当社の発行済株式総数の51.00%を所有することになる場合には、本第三者割当増資の払込みを行いません。）（以下「本取引」といいます。）について合意し、本日付で、子会社化等に関する契約（以下「本子会社化等に関する契約」といいます。）を締結しております。また、当社は、本公開買付けに対して賛同する旨、及び本公開買付けへの応募については、買付予定価格に合理性はあると考えられる一方、本取引後も当社株式の上場を維持していく方針であることから、株主の皆様のご判断に委ねる旨を本日開催の取締役会で決議しております。なお、新日鐵住金及び当社は、本取引においては、本公開買付け及び本第三者割当増資を本子会社化のための一連の手続と考えており、本第三者割当増資は本公開買付けを補完するものと位置づけております。なお、上記公開買付け期間の開始時期（2017年2月）は現段階での見込みであり、後記「1 募集の概要」の（注1）に記載のとおり、本公開買付けの実施は本子会社化に係る国内外の競争法当局からの承認取得等を条件としているため、当該承認の取得時期等により本公開買

付けの実施時期は変動する可能性があります。

当社は、本第三者割当増資において、新日鐵住金が会社法第 206 条の 2 第 1 項に規定する特定引受人に該当することを受け、同条第 4 項及び第 5 項に基づき、2016 年 6 月 24 日開催予定の当社の第 4 回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）に本第三者割当増資に係る株式総数引受契約（以下「本募集株式引受契約」といいます。）の承認に係る議案を上程し、本募集株式引受契約について当社株主の皆様からご承認いただくことを予定しております。なお、会社法第 206 条の 2 第 4 項は、特定引受人による募集株式の引受けについて、総株主の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する株主による反対通知がなされた場合に、株主総会による承認が必要である旨を規定しておりますが、当社は、本第三者割当増資の重要性に鑑み、当該反対通知の有無にかかわらず、本募集株式引受契約について当社株主の皆様のご承認を得ることが適切と判断し、本定時株主総会の議案として上程することといたしました。

1. 募集の概要

(1) 払込期日	2016 年 12 月 1 日（木）から 2017 年 6 月 23 日（金）まで（注 1）
(2) 発行新株式数	普通株式 95,706,600 株（注 2）
(3) 発行価額	1 株につき金 1,620 円（以下、「本払込金額」といいます。）
(4) 調達資金の額	155,044,692,000 円
(5) 募集又は割当方法 （割当予定先）	第三者割当の方法によります。 （新日鐵住金 95,706,600 株）
(6) その他	当社が金融商品取引法に基づき提出する有価証券届出書の効力発生後、当社と新日鐵住金は本募集株式引受契約を締結し、新日鐵住金が募集株式を引き受けます。本公開買付けの決済の完了等、当社と新日鐵住金との間の本子会社化等に関する契約に定める条件が満たされることを条件として、新日鐵住金より本第三者割当増資に係る払込みが行われます。本子会社化等に関する契約の内容については後記「2. 募集の目的及び理由」の「(3) 本子会社化等に関する契約の概要」をご参照ください。

(注 1) 本第三者割当増資に関しては、2016 年 12 月 1 日（木）から 2017 年 6 月 23 日（金）までを会社法上の払込期間として決議しており、当該払込期間を払込期日として記載しております。払込期間を 2016 年 12 月 1 日（木）から 2017 年 6 月 23 日（金）までと広く設定している理由は、本公開買付けに係る決済完了後に本第三者割当増資に係る払込みを受けることを予定しているところ、本公開買付けの実施が本子会社化に係る国内外の競争法当局からの承認取得等を条件としており、当該承認の取得時期等により本公開買付けの実施時期及び本第三者割当増資の払込日が変動するため

す。なお、本公開買付けの実施に係るその他の条件については、下記「2. 募集の目的及び理由」の「(3) 本子会社化等に関する契約の概要」の「② 本公開買付けの実施」をご参照ください。

(注2) 新日鐵住金からは、本第三者割当増資に係る払込み完了時の当社の発行済株式総数に対する所有割合を51.00%とするために必要な数の株式（ただし、100株未満を切り上げます。）についてのみ払込みがなされることになっております。そのため、本第三者割当増資に係る払込みの前に実施する本公開買付けの結果に応じて、新日鐵住金が引き受けた募集株式の全部又は一部について払込みがない可能性があります。

2. 募集の目的及び理由

(1) 本子会社化の目的

ア 新日鐵住金及び当社を取り巻く事業環境

経済・産業の発展とともに、世界の鉄鋼需要が中長期的には着実に増加することが見込まれているものの、足下では、これまで拡大を続けてきた中国の鉄鋼需要が2014年以降減少に転じたことにより、アジアを中心とする世界的な鋼材市況の低迷や通商問題の増加などが生じ、両社を取り巻く事業環境は急速に悪化しております。なかでも中国においては、急速に生産能力が拡大された結果、約11億トン/年もの粗鋼生産能力を有するに至る一方、経済成長の鈍化による鋼材需要の減少に伴い約4億トン/年の過剰能力が生まれ、日本の年間粗鋼生産量に相当する約1億トン/年もの余剰鋼材が東南アジアをはじめとする世界各国に輸出されており、各地の鋼材市況の低迷を引き起こしております。このような急速な事業環境の悪化と市場価格の低迷は、世界の鉄鋼各社の経営を直撃しその収益を圧迫しております。一部には、中国の過剰生産能力の解消に向けた動きが見られるものの、それには相当程度の時間を要することが予想され、また、今後も中国鉄鋼需要が減少する見込みであること、日本国内の鋼材消費も人口減少の影響等に鑑みれば今後の拡大が期待できないこと、中国や東南アジアの沿岸部における最新鋭製鉄所が相次いで本格稼働すること等からして、鉄鋼事業を取り巻く環境は一層厳しくなっていくものと考えております。

また、新日鐵住金、当社各々のグループが手がけるステンレス事業については、中国をはじめとする海外ステンレスメーカーの生産能力が増強され、両社各々のグループはステンレス粗鋼生産規模で世界10位圏外となり、国内市場ではこれら海外のステンレスメーカーからの輸入品が増加するなど、国内外で競争が一層激化しております。

こうした中、新日鐵住金及び同社グループ会社並びに当社及び当社グループ会社（以下総称して「両社グループ」といいます。）の収益も急速に悪化しておりますが、足下の厳しい事業環境下においても持続的な利益成長を実現していくためには、国内競合者はもとより海外競合者に対しても優位性を維持し、収益力を一層強化していくことが、両社グループの喫緊の課題であると考えております。

イ 新日鐵住金及び当社のこれまでの取組み及び今回の経緯

新日鐵住金は、2012年10月の新日本製鐵株式会社（1950年設立）と住友金属工業株式会社（1949年設立）との経営統合により発足いたしました。自動車、造船、エネルギー、家電、産業機械、土木・建築分野などあらゆる分野の鋼材製品を製造・販売する鉄鋼メーカーとして、世界最高水準の技術力を有し、得意とする高級鋼分野ではお客様から高い評価をいただいております。経営統合以降、技術先進性、コスト競争力、グローバル展開の三本柱をベースに『総合力世界No. 1の鉄鋼メーカー』を志向し、経営統合による旧両社の技術融合や効率化によるコストダウン、設備集約、海外下工程への投資、グループ会社の統合再編等を推進することにより、2013年3月13日公表の新日鐵住金の中期経営計画に掲げたように、2,000億円/年の統合効果の発揮等による収益力の向上及び財務体質の改善を着実に進めてまいりました。また、2015年3月には、「2017年中期経営計画」を策定し、国内製造基盤の強化と海外拠点の収益拡大を企業価値向上の両輪として、揺るぎない『総合力世界No. 1の鉄鋼メーカー』の実現に向け、足下の事業環境が悪化する中でも、事業基盤強化や成長に向けた投資を着実に実行しております。

一方、当社は、2014年4月に、日新製鋼ホールディングス株式会社（2012年設立）、旧・日新製鋼株式会社（1959年設立）及び日本金属工業株式会社（1932年設立）の合併により発足いたしました。表面処理鋼板、特殊鋼、ステンレス鋼などに特化した鉄鋼メーカーであり、表面処理鋼板の分野において、亜鉛めっき鋼板やアルミめっき鋼板は月星印のブランド名とともにマーケットから高い評価をいただいているほか、ステンレス鋼の分野では国内にステンレス鋼を普及させたパイオニアでもあります。また、日新製鋼ホールディングス株式会社の設立以降、コストダウンによる事業競争力強化、グローバル展開とコア製品戦略（当社の強みである、表面処理鋼板、特殊鋼、ステンレス鋼といったコア製品分野の強化）による収益の多層化、お客様中心主義の深化による新たな市場創造といった2012年11月策定の「24号中期連結経営計画」に掲げた施策を着実に実行し、一定の成果をあげてまいりました。

こうした中、当社は、足下の国内外の極めて厳しい事業環境を踏まえ、独自に事業基盤強化の検討を進めてまいりました。具体的には、上記コア製品戦略に基づく競争力のある製品への経営資源の集中と、2019年度末までに呉製鉄所の第1高炉を拡大改修し、第2高炉を休止する高炉1基体制への移行を伴う鉄源工程（高炉・製鋼）の合理化等について検討を行いました。そして、当社は、新日鐵住金の前身である八幡製鐵(株)からの1951年10月の出資受け入れ以来、高炉改修時の鋼片供給や事業会社への共同出資等の連携施策の実施や人的交流等を通じ長年にわたって信頼関係を構築してきた新日鐵住金から、鉄源工程の合理化に伴い不足する鋼片（＝鋼材の素材となるもの）の供給を受けることを含めた事業構造改革の実施が、当社の企業価値向上に資すると判断し、2015年8月、新日鐵住金に対し協力を要請いたしました。

かかる要請並びに両社を取り巻く市場環境や両社の事業戦略を踏まえて、両社間で継続して協議を行った結果、①新日鐵住金が競合関係にある当社への継続的な鋼片供給を実施するためには本子会社化が必要であること、②今後の厳しい事業環境において両社が世界で勝ち残るためには、単なる鋼片供給にとどまらず、それぞれがこれまでに培ってきた経営資源を持ち寄り、相乗効果を創出し競争力を高めることが不可欠であり、そのためにも本子会社化が必要であること、の2点で両社の認識が一致したため、本年2月1日、新日鐵住金による本子会社化等の検討（以下「本検討」といいます。）を開始する旨の覚書を締結し、同日付で本検討の開始について公表いたしました。覚書の締結後、本年2月上旬に設置した両社検討委員会（本件に関する基本事項を確認・議論する場として両社副社長を委員長とし関係役員クラスで構成）の下で、デューディリジェンス（本年2月下旬～5月上旬にかけ実施）を含めて両社間で協議・検討を重ね、今般、本子会社化の方法（本公開買付け及び本第三者割当増資の組合せによる本取引）、出資比率、本子会社化実現後の2019年度を目途とした新日鐵住金から当社に対する鋼片供給の実施等に関して合意いたしました。

ウ 新日鐵住金及び当社が目指す姿

両社は、本子会社化の実現により、新たに当社を加えた新日鐵住金グループとして『総合力世界No.1の鉄鋼メーカー』の地位を強化し、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ってまいります。併せて、競争力向上の観点から、本子会社化を前提に新日鐵住金による当社への鋼片の継続的供給を実施いたします。両社は、これらの施策の実現を通じてお客様に貢献するとともに、豊かな社会の創造・発展に寄与してまいりたいと考えており、具体的には以下の施策・目標の実現に取り組みます。

① 両社グループの経営資源を活かした相乗効果の創出

新日鐵住金の強みは、世界トップレベルの技術先進性・商品対応力と、鉄源を中心としたコスト競争力及びグローバル対応力であり、当社の強みは、需要家のニーズに即したきめ細かな開発営業等（需要家の設計段階からのソリューション提案等）による顧客・市場対応力であります。両社は、各々の経営資源を持ち寄り、各々の強みを活かした相乗効果（下記「エ 期待される相乗効果」をご参照ください。）を創出することにより、お客様のニーズに応えうるより良い商品・技術・サービスを国内及び海外に提供し、収益力の向上を図ります。

② 連携施策の推進

両社は、本子会社化の実現後、鋼片供給の実施に加え、操業、技術、設備、原料・資機材調達、製造現場マネジメント（安全、環境、防災、整備等）分野における相互

連携による効率化等を内容とする様々な連携施策を推進し、グローバル競争を勝ち抜くコスト競争力を構築します。

③ 企業価値の最大化と株主・資本市場からの評価の向上

両社は、本子会社化を通じ、資金・資産の効率的活用により強固な財務体質を構築し、健全で持続的な成長と中長期的な企業価値の最大化を図り、株主の皆様及びその他の資本市場からもより高い評価を得られるよう取り組みます。

エ 期待される相乗効果

今回施策により、両社では以下のような相乗効果の創出が可能になると考えており、現時点では200億円／年以上の効果を想定しております。国内外の競争当局から承認が得られた後、具体化に向けた検討を深めることといたします。

<相乗効果例>

- ① 操業技術、設備・保全等のベストプラクティス追求
 - ・ 優位技術の相互供与による操業・技術シナジーの最大限の発揮
 - ・ 保全技術相互供与、製造所間ピーク要員融通
 - ・ 設備投資の効率化（購入安価化、工事効率向上等）
- ② 原料、資機材等の調達コスト削減
 - ・ 原料：原料輸送の効率化、副原料・燃料等の調達最適化
 - ・ 資機材：共通資材の調達最適化
- ③ グループ全体での効率的な生産の追求
 - ・ 地域別最適生産体制の構築
 - ・ 海外生産・営業拠点の強化・活用
- ④ グループ会社の効率化
 - ・ 両社のグループ会社の最適な相互起用
 - ・ 両社グループにおける機能分担会社（物流会社等）の相互連携
- ⑤ 資金・キャッシュフロー対策
 - ・ グループファイナンス対策、重複保有資産（株式等）の効率化
- ⑥ 高炉改修等の大規模投資回避等による固定費削減
- ⑦ 鋼片供給による稼働率向上

(2) 本取引の概要

本取引は、本公開買付け及び本第三者割当増資の組合せにより、新日鐵住金による当社の発行済株式総数の51.00%に至る当社株式の取得を目指すものです。これは、公開買付けという取引の性質上、本公開買付け実施後の新日鐵住金の株式所有割合（当社の発行済株式総数に占める、所有株式数の割合をいいます。以下同じです。）が決済

完了時まで確定しないことから、本公開買付けにより目指した51.00%という株式所有割合に不足が生じた場合に新日鐵住金が本第三者割当増資の払込みを行うことで、本子会社化を確実に実行することを企図しています。新日鐵住金及び当社は、本取引において、本公開買付け及び本第三者割当増資を本子会社化のための一連の手續と考えており、本第三者割当増資は本公開買付けを補完するものと位置づけております。

具体的には、新日鐵住金は、国内外の競争法に基づき必要な一定の手續及び対応を終えること等の条件が充足された場合、本第三者割当増資の払込みに先立ち、速やかに本公開買付けを実施いたします。本公開買付けの買付予定数の上限は、公開買付届出書提出日時点で新日鐵住金が所有している当社株式数9,124,200株（新日鐵住金出資比率8.31%）と併せて、本公開買付けの決済完了時において新日鐵住金が所有する株式数が当社の発行済株式総数の51.00%となるために必要な株式数（ただし、100株未満を切り上げます。）として46,896,300株とすることを予定しております。本第三者割当増資では、新日鐵住金が、本公開買付けにより上限の株式数を取得できない場合にのみ、本第三者割当増資に係る払込み完了時に所有する株式数をその時点の当社の発行済株式総数に51.00%を乗じた数とするために必要な範囲でのみ払込みを行います。

また、本子会社化を目的とした本取引のうち、本第三者割当増資の実施については、あらかじめ当社の株主の皆様のご賛同を得るため、本定時株主総会において、本第三者割当増資に係る本募集株式引受契約の承認に係る議案を上程することを予定しております。

（3）本子会社化等に関する契約の概要

新日鐵住金及び当社は、本日開催のそれぞれの取締役会決議に基づき、本日付で、本子会社化等に関する契約を締結いたしました。本子会社化等に関する契約の概要は以下のとおりです。

① 本子会社化等に関する契約の目的と概要

新日鐵住金及び当社は、各々がこれまでに培ってきた経営資源を持ち寄り、相乗効果を創出することで競争力を高め、新たに当社を加えた新日鐵住金グループとして『総合力世界No.1の鉄鋼メーカー』の地位を強化し、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図り、豊かな社会の創造発展に寄与することを狙いとして、2017年3月31日を目途に本子会社化を行うこと、また、本子会社化の手續きとして、本公開買付け及び本第三者割当増資を行うことに合意する。併せて、新日鐵住金及び当社は、本子会社化を前提に、2019年度内を目途として、新日鐵住金による当社への鋼片供給を開始することに合意する。

② 本公開買付けの実施

新日鐵住金は、(a)当社が、本子会社化等に関する契約締結日及び新日鐵住金が本公開買付けの開始を決定する日（以下「本公開買付開始決定日」という。）に、それぞれ本公開買付けに賛同する旨の適法かつ有効な取締役会決議（以下「本賛同決議」という。）を行い、その公表を行っていること、(b)当社が、本子会社化等に関する契約締結日において、当社の2012年10月1日付「株式の大量買付けに関する適正ルール（買収防衛策）」に基づき、本公開買付けが当社の企業価値及び株主共同の利益の最大化に資すると判断する旨の適法かつ有効な取締役会決議を行い、その公表を行っていること、(c)本定時株主総会で本募集株式引受契約の承認に係る議案が適法かつ有効に決議されていること、(d)本第三者割当増資の払込みが本第三者割当増資の払込期間の末日までに完了することを妨げる事象が生じていないこと、(e)本公開買付開始日において、当社の表明及び保証（注1）が重要な点において真実かつ正確であること、(f)本子会社化等に関する契約に基づき、本公開買付開始日までに当社が履行し又は遵守すべき義務（注2）が、重要な点において全て履行され、又は遵守されていること、(g)国内外の競争法に基づき必要な届出又は待機期間が満了若しくは早期終了、これらによる承認その他の手続きが完了していること、(h)本取引を制限又は禁止する旨のいかなる法令等又は司法・行政機関その他の権限ある機関によるいかなる命令、処分、決定若しくは判決も存在していないこと、(i)当社の連結ベースでの事業、資産、負債、財政状態、経営成績、キャッシュフロー若しくは将来の収益計画に重大な悪影響を与える事象その他本取引に重要な影響を与える事象が生じていないこと、(j)天災地変その他新日鐵住金の責に帰さない事由により本公開買付開始日において本公開買付けの開始が社会通念上不可能と認められる影響が生じていないこと、(k)当社に関する重要事実（金融商品取引法第166条第2項に定める重要事実並びに同法第167条第2項に定める公開買付け等の実施に関する事実及び中止に関する事実を意味する。以下同じ。）又は重要事実該当するおそれがあると合理的に認められる事実で、未公表のものが存在しないことの条件が充足される場合、本公開買付けを実施する。ただし、新日鐵住金は、これらの条件の全部又は一部につき、その裁量でこれを放棄し、本公開買付けを実施することができる。

（注1） 当社は、新日鐵住金に対して、(a)当社の適法かつ有効な設立及び存続、(b)本子会社化等に関する契約の締結及び履行に関する権限及び権能の存在、(c)本子会社化等に関する契約に基づき当社が負う義務の強制執行可能性、(d)関連法令等に従った許認可等の取得、(e)法令等との抵触の不存在、(f)倒産手続の不存在、(g)当社の株式等に関する事項、(h)法定開示書類の適切性、(i)財務諸表の適正性、(j)重要な後発事象の不存在、(k)偶発債務等の不存在、(l)重大な法令違反又は第三者からの重大な賠償請求の不存在、(m)反社会的勢力との関係の不存在、(n)未公表の重要事実の不存在、(o)新日鐵住金に対する適切な開示について表明及び保証を行っています。

(注2) 当社は、(a)未公表の重要事実の新日鐵住金に対する通知義務、(b)通常の業務の範囲内において従前の事業に従事し、適正な会計記録等を維持する義務、(c)一定の重要事項について新日鐵住金の事前承諾を得る義務、(d)本取引に関する重要な事実の報告義務、(e)本取引に関連して同意取得が必要な契約について同意取得するよう最大限努力する義務、(f)本取引に関連して通知等が必要な契約について通知等を行う義務、(g)表明及び保証事項等に誤りがあった場合に速やかに訂正する義務、(h)当社グループ各社に対する追加的な調査に応じる義務を負っています。

③ 本公開買付けへの当社の賛同等

当社は、本子会社化等に関する契約締結日及び本公開買付開始決定日と同日に、それぞれ、本賛同決議を行い、これを公表するものとし、本公開買付期間が終了するまで、本賛同決議を変更し又は本賛同決議と矛盾する内容の取締役会決議を行わないものとする。なお、本公開買付開始決定日における当社による本賛同決議は、(a)新日鐵住金の表明及び保証が本公開買付開始決定日において重要な点において真実かつ正確であること、(b)本子会社化等に関する契約に基づき、本公開買付開始決定日までに新日鐵住金が履行し又は遵守すべき義務が、重要な点において全て履行され又は遵守されていることの各条件がすべて充足されることを条件とする。ただし、当社は、これらの条件の全部又は一部につき、その裁量でこれを放棄し、本賛同決議を行うことができる。

④ 本第三者割当増資の内容

当社は、本子会社化等に関する契約締結日（2016年5月13日）に開催する取締役会において、以下の募集事項に従い、新日鐵住金を引受人とし、当社の株式95,706,600株（以下「本募集株式」という。）を発行する旨を決定する。

(1) 募集株式の数	95,706,600 株
(2) 払込金額	1 株につき金 1,620 円
(3) 払込期間	2016 年 12 月 1 日から 2017 年 6 月 23 日まで
(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項	<p>(i) 資本金 会社計算規則第 14 条第 1 項の規定に従い算定される資本金等増加限度額の 2 分の 1 に相当する額（ただし、千円未満は切り上げる。）</p> <p>(ii) 資本準備金 会社計算規則第 14 条第 1 項の規定に従い算定される資本金等増加限度額から (i) の資本金の増加額を控除した額</p>
(5) その他	(i) 本第三者割当増資は、新株の発行により行うものと

	<p>し、自己株式の処分によらないものとする。</p> <p>(ii) 新日鐵住金による払込みが、当社の株主総会における権利行使の基準日後になされた場合、新日鐵住金は、当該株主総会において、新日鐵住金の払込みにより発行された新株に係る議決権を行使することができるものとする。</p>
--	---

⑤ 本第三者割当増資に係る払込み

新日鐵住金は、(a)本公開買付けに係る決済が完了していること、(b)本募集株式の発行のために当社において会社法、金融商品取引法その他の法令等で必要とされる一切の手續が適法かつ有効に履踐されていること、(c)本第三者割当増資に係る払込みを行う日（以下「本払込日」という。）において、当社の表明及び保証（前記「② 本公開買付けの実施」の（注1）参照。）が重要な点につき真実かつ正確であること、(d)本子会社化等に関する契約に基づき、本払込日までに当社が履行し又は遵守すべき義務（前記「② 本公開買付けの実施」の（注2）参照。）が、重要な点において全て履行され、又は遵守されていること、(e)本取引を制限又は禁止する旨の法令等又は司法・行政機関その他の権限ある機関による命令、処分、決定若しくは判決が存在していないこと、(f)当社の連結ベースでの事業、資産、負債、財政状態、経営成績、キャッシュフロー若しくは将来の収益計画に重大な悪影響を与える事象その他本取引に重要な影響を与える事象が生じていないこと、(g)本払込日前に本子会社化等に関する契約が終了していないことの条件が充足される場合、本募集株式のうち、増資後株式所有割合（公開買付け届出書提出日時点で新日鐵住金が所有している当社株式数、新日鐵住金が本公開買付けにより取得する当社株式数及び本第三者割当増資により新日鐵住金が取得することになる当社株式数の合計数を分子とし、本第三者割当増資の払込み完了時の当社の発行済株式総数を分母として算出される、所有株式数の割合をいう。）を51.00%とするために必要な数の株式（ただし、100株未満を切り上げる。）について払込みを行う。ただし、新日鐵住金は、これらの条件の全部又は一部につき、その裁量でこれを放棄し、本第三者割当増資に係る払込みを行うことができる。なお、新日鐵住金が本公開買付けに係る決済完了時において、当該時点の当社の発行済株式総数の51.00%を所有するときは、新日鐵住金は本第三者割当増資に係る払込みを行わない。

⑥ 鋼片供給

新日鐵住金は、本取引により本子会社化が実現した後、2019年度内を目途に、当社に対する鋼片の有償による継続的供給を開始し、当社はこれを購入することとする。供給の開始時期、供給量、価格等の具体的な条件は、別途両社間で協議の上決定するものとする。

⑦ 本子会社化後の方針

当社は、本取引の実行完了日後、新日鐵住金の書面による事前の承諾なく、新たな株式の発行、自己株式の処分等、新日鐵住金の当社に対する議決権割合が51.00%を下回る事となる行為はしないものとする。

(4) 特定引受人に対する募集株式の割当て又は特定引受人との間の会社法第 205 条第 1 項の契約の締結に関する監査役の見解

本第三者割当増資において、割当予定先である新日鐵住金は、会社法第 206 条の 2 第 1 項に規定する特定引受人に該当します。

この点、本日開催の取締役会において、監査役 4 名は、①両社を取り巻く市場環境や両社の事業戦略を踏まえた上で、新日鐵住金が競合関係にある当社への継続的な鋼片供給を実施するためには当社の子会社化が必要であり、また、今後の厳しい事業環境において両社が世界で勝ち残るためには、単なる鋼片供給にとどまらず、それぞれがこれまでに培ってきた経営資源を持ち寄り、相乗効果を創出し競争力を高めることが不可欠であり、そのためにも本子会社化が必要であること、②本払込金額は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(2010 年 4 月 1 日付)に準拠したものであり、当社の直近の財政状態及び経営成績を勘案し、適正かつ妥当であり、特に有利な発行価格には該当しないこと、③本第三者割当増資は、希薄化を伴わない取引である本公開買付けを先行させることで既存の株主に配慮していることに加え、公募増資、株主割当又は新株予約権によるライツ・オファリングとは異なり、新日鐵住金グループの一員となることによる事業構造改革の着実な実行が可能であり、また、金融機関等からの借入れと異なり財務基盤の強化を可能とすることから、当社及び株主の皆様への影響という観点からみて相当であり、株式の希薄化の規模が合理的であること、④本第三者割当増資において、新日鐵住金が会社法第 206 条の 2 第 1 項に規定する特定引受人に該当することを受け、会社法第 206 条の 2 第 4 項及び第 5 項に基づき、本定時株主総会に、本募集株式引受契約のご承認に係る議案を上程し、本募集株式引受契約について当社株主の皆様からご承認いただくことを予定しており、当該議案の承認により本第三者割当増資に関する株主意思の確認を行う予定であること、⑤その他法令上必要な手続が行われていること等を踏まえて、会社法第 206 条の 2 第 1 項に規定する特定引受人に該当する新日鐵住金に対する募集株式の割当ては、適法かつ相当である旨の意見を表明しております。

3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額(注1)

① 払込金額の総額 (円)	155,044,692,000
---------------	-----------------

②	発行諸費用の概算額（円）（注2）	689,900,000
③	差引手取概算額（円）	154,354,792,000

（注1） 「1. 募集の概要」の（注2）に記載したとおり、新日鐵住金が引き受けた募集株式の全部又は一部について払込みがなされない可能性があるため、払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は、変動する可能性があります。上記金額は、募集株式の全株式について払込みがあったものとして計算した最大値であります。

（注2） 発行諸費用の概算額の内訳は、リーガルアドバイザーフィー（7,000千円）、登記費用（542,700千円）、その他費用（140,200千円）です。発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

（2）調達する資金の具体的な使途

調達する資金の額（最大値）につきましては、当社グループの経営基盤・事業基盤の安定化及び競争力の一層の向上を目指し、当社設備の更新投資及び財務基盤強化のため金融機関からの借入金等の返済並びに呉製鉄所の高付加価値化を含む事業構造改革にかかる設備投資等に充当する予定であります。

具体的な使途及び支出予定時期につきましては、以下のとおりです。

具体的な使途	金額（億円）	支出予定時期
当社設備の更新投資	500	2017年4月～2019年3月
有利子負債の返済	543	2017年4月～2019年3月
呉製鉄所の高付加価値化を含む事業構造改革にかかる設備投資	500	2019年4月～2021年3月

（注） 本第三者割当増資は、本公開買付けとの組合せにより、本子会社化を実現するための取引の一環という側面も有しており、「1. 募集の概要」の（注2）に記載したとおり、新日鐵住金が引き受けた募集株式の全部又は一部について払込みのない可能性があります。そのときには本第三者割当増資により調達する資金額は減額されることとなりますが、その場合の投資に係る施策に関しては、金融機関からの借入れ等によって実施してまいります。また、有利子負債に関しては、その返済の全部又は一部が実現しないこととなりますが、本子会社化により当社グループの経営基盤・事業基盤の安定化の実現が期待されることに加え、本子会社化で得られる効果によるキャッシュフローの改善によって返済を実現してまいります。なお具体的な使途にかかる金額規模について、「当社設備の更新投資」は、装置産業である鉄鋼業に属する当社の特徴を踏まえ、過去実績をもとに上記支出予定時期に想定される支出金額、「有利子負債の返済」は、上記支出予定時期の社債及び金融機関からの借入金の償還・返済金額（いずれも設備資金を用途に調達したものです。）を踏まえて想定される金額となっております。また「呉製鉄所の高付加価値化を含む事業構造改革にかかる設備投資」については、「2. 募集の目的及び理由」の「（1）本子会社化の目的」の「イ 新日鐵住金及び当社のこれまでの取組み及び今回の経緯」に記載のとおり、呉製鉄所第1高炉の拡大改修にかかる設備投資等への充当を想定した金額となっております。なお、本第三者割当増資により調達する資金については、上記

に記載する使途の支出時期が到来したものより充当してまいります。また、支出までの資金管理につきましては、銀行預金等で運用する予定であります。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

前記「3. (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載のとおり、本第三者割当増資が実施された場合には、その資金は設備投資等及び借入金等の返済に充当されることから、当社の収益力向上及びバランスシートの改善につながり、当社グループの経営基盤・事業基盤の安定化及び競争力の一層の向上に資するものであると当社は判断しております。

したがって、前記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期」の「(2) 調達する資金の具体的な使途」に記載した資金使途には合理性があると判断しております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本払込金額につきましては、新日鐵住金と協議の上、本公開買付けにおける買付予定価格と同額である金 1,620 円といたしました。本払込金額につきましては、本第三者割当増資に係る取締役会決議日（2016年5月13日）の直前取引日である2016年5月12日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における当社普通株式の終値である1,478円に対し9.61%（小数点以下第三位を四捨五入。本項において以下同様の箇所は全て同様です。）のプレミアム、決議前1ヶ月間（2016年4月13日～2016年5月12日）終値平均である1,430円に対しては13.29%のプレミアム、決議前3ヶ月間（2016年2月15日～2016年5月12日）終値平均である1,345円に対しては20.45%のプレミアム、決議前6ヶ月間（2015年11月13日～2016年5月12日）終値平均である1,303円に対しては24.33%のプレミアムとなっております。

日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（2010年4月1日付）では、第三者割当による株式の発行を行う場合、その払込金額は、原則として取締役会決議日の直前営業日の株価に0.9を乗じた額以上の価額であることが要請されているところ、本払込金額は当該指針に準拠するものであるとともに、当社が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するにあたり、その公正性を担保すべく、新日鐵住金及び当社から独立した第三者機関である三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社から取得した2016年5月12日付株式価値算定の結果（市場株価法（基準日A）（本検討を開始する旨の覚書締結の前営業日である2016年1月29日を算定基準日として算定）：1,168～1,263円、市場株価法（基準日B）（2016年5月12日を基準日として算定）：1,303～1,430円、類似企業比較法：663～1,494円、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法：1,434～1,748円）と比較しても合理的な水準であると考えており、本第三者割当増資は、特に有利な発行価格に該当しないものと判断しております。なお、本

日開催の取締役会に出席した監査役4名が、本払込金額は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(2010年4月1日付)に準拠したものであり、当社の直近の財政状態及び経営成績を勘案し、適正かつ妥当であり、特に有利な発行価格には該当しない旨の意見を表明しております。なお、当社監査役のうち羽矢惇氏は、割当予定先である新日鐵住金(当時：新日本製鐵株式会社)に役員として在籍していたことがあるため、利益相反の疑いを回避する観点から、上記の当社取締役会での審議には参加せず、また、意見を表明しておりません。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

当社は、公開買付けという取引の性質上、本公開買付け実施後の新日鐵住金の株式所有割合が決済完了時まで確定しないことから、本公開買付けにより目指した51.00%という株式所有割合に不足が生じた場合に新日鐵住金より本第三者割当増資に係る払込みを受けることで、本子会社化を確実に実行することを企図しています。すなわち、本第三者割当増資により発行する新株式は、最大で95,706,600株、議決権個数957,066個であり、当社の発行済株式総数109,843,923株(2016年3月31日現在)の87.13%(小数点以下第三位を四捨五入)、当社の総議決権個数1,091,580個(2016年3月31日現在)の87.68%(小数点以下第三位を四捨五入)にあたりますが、新日鐵住金は、本第三者割当増資に係る払込み完了時の当社発行済株式総数に対する所有割合を51.00%とするために必要な数の募集株式についてのみ払込みを行うこととしておりますので、本第三者割当に係る募集株式95,706,600株の全部又は一部が、必ず発行されるわけではありません。

加えて、前記「2. 募集の目的及び理由」の「(1) 本子会社化の目的」に記載したとおり、本子会社化により、①両社グループの経営資源を活かした相乗効果の創出、②連携施策の推進、③企業価値の最大化と株主・資本市場からの評価の向上が可能であり、また、本第三者割当増資における発行価額は、当社の2016年5月12日の市場株価(終値)に対して、9.61%のプレミアムを加えたものであることを踏まえると、当社財務基盤の拡充及び当社株式の1株当たりの経済的価値への影響を考慮しても相当であることから、株式の希薄化を上回る当社の企業価値向上及び株主価値の向上につながるものと考えております。

本第三者割当増資は、希薄化を伴わない取引である本公開買付けを先行させることで既存の株主に配慮していることに加え、公募増資、株主割当又は新株予約権によるライツ・オファリングとは異なり、新日鐵住金グループの一員となることによる事業構造改革の着実な実行が可能であり、また、金融機関等からの借入れと異なり財務基盤の強化を可能とすることから、当社及び株主の皆様への影響という観点からみて相当であると判断しております。以上より、当社取締役会は、本第三者割当増資に係る募集株式の発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断しております。

なお、当社取締役のうち南憲次氏及び当社監査役のうち羽矢惇氏は、割当予定先である新日鐵住金（当時：新日本製鐵株式会社）に役員として在籍していたことがあるため、利益相反の疑いを回避する観点から、南憲次氏につきましては、本第三者割当増資に関する取締役会での審議及び決議に一切参加しておらず、羽矢惇氏につきましては、本第三者割当増資に関する取締役会での審議には参加せず、また、意見を表明しておりません。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(1) 名 称	新日鐵住金株式会社
(2) 所 在 地	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 進藤 孝生
(4) 事 業 内 容	1. 製鉄事業（鉄鋼製品の製造・販売） 2. エンジニアリング事業 3. 化学事業 4. 新素材事業 5. システムソリューション事業
(5) 資 本 金	419,524 百万円
(6) 設 立 年 月 日	1950年4月1日（注1）
(7) 発 行 済 株 式 数	950 百万株
(8) 決 算 期	3月31日
(9) 従 業 員 数	84,447 人（単独 23,775 人）
(10) 主 要 取 引 先	住友商事(株) 日鉄住金物産(株) (株)メタルワン
(11) 主 要 取 引 銀 行	(株)三井住友銀行 (株)三菱東京 UFJ 銀行 (株)みずほ銀行

(12) 大株主及び持株比率 (注2)	日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口)	4.2%	
	日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	2.8%	
	日本生命保険(相)	2.6%	
	住友商事(株)	1.9%	
	(株)みずほ銀行	1.7%	
	(株)三井住友銀行	1.5%	
	明治安田生命保険(相)	1.5%	
	(株)三菱東京UFJ銀行	1.4%	
	STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	1.2%	
	日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口7)	1.2%	
(13) 当事会社間の関係			
資本関係	当社が所有している 割当予定先の株式数	3,711,600株 (普通株式) (2016年3月31日時点)	
	割当予定先が所有している 当社の株式数	9,124,200株 (普通株式) (2016年3月31日時点)	
人的関係	当社の取締役及び監査役に新日鐵住金(当時:新日本製鐵(株))の出身者がそれぞれ1名ずつ就任しています。		
取引関係	当社及び新日鐵住金ステンレス(株)(新日鐵住金の子会社)はステンレス熱延材に関する相互供給を行っており、日新製鋼ステンレス鋼管(株)(当社の子会社)は日鉄住金ステンレス鋼管(株)(新日鐵住金の子会社)に対しステンレス鋼管に関する製造委託を行っております。		
関連当事者への 該当状況	該当事項はありません。		
(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態 (注3)			
決算期	2014年3月期	2015年3月期	2016年3月期
連結純資産	3,237,995	3,547,059	3,009,075
連結総資産	7,082,288	7,157,929	6,425,043
1株当たり連結純資産(円)	2,941.0	3,263.0	3,074.3
連結売上高	5,516,180	5,610,030	4,907,429
連結営業利益	298,390	349,510	167,731
連結経常利益	361,097	451,747	200,929
連結当期純利益	242,753	214,293	145,419
1株当たり連結当期純利益(円)	266.7	234.8	158.7
1株当たり配当金(円)	5.0	5.5	18.0

(単位:百万円。特記しているものを除く。)

(注1) 2012年10月1日に新日本製鐵株式会社が住友金属工業株式会社を吸収合併し、商号を新日鐵

住金株式会社に変更致しました。

(注2) 2016年3月31日現在。発行済株式総数に対する所有株式数の割合を記載しております。

(注3) 新日鐵住金は、2015年10月1日を効力発生日として、10株を1株とする株式併合を実施したため、2014年3月期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり連結純資産及び1株当たり当期純利益を算定しております。

新日鐵住金は、2015年10月1日を効力発生日として、10株を1株とする株式併合を実施しております。2016年3月期の1株当たり配当金の記載は、中間配当金3.0円と期末配当金15.0円の合計値としております。なお、当該株式併合を踏まえて換算した場合、中間配当金は30.0円となりますので、期末配当金15.0円を加えた年間配当金は1株につき45.0円となります。

※ 割当予定先である新日鐵住金は、東京証券取引所市場第一部に上場していることから、当社は、割当予定先が東京証券取引所に提出したコーポレート・ガバナンス報告書（最終更新日：2015年9月29日）に記載している「反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」において「当社は、『新日鐵住金グループ企業理念』において、信用・信頼を大切にしているグループであり続けることを掲げるとともに、『新日鐵住金グループ企業行動規範』において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力等とは一切の関係を持たず、不当な要求に対しては断固たる態度で臨むことを掲げ、『反社会的勢力との関係遮断および被害防止に関する規程』を定め、これに基づく社内体制を整えております。具体的には、当社内に統括部署及び統括責任者・渉外監理担当者を設置し、各部門の役割と連絡体制を明確にするとともに、警察等との平素からの連携や、グループ内での情報提供・社内研修を実施するなどの啓発活動に努めております。」との記載内容を東京証券取引所のホームページにて確認したことにより、新日鐵住金及びその役員が反社会的勢力と一切の関係を有していないものと判断しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

前記「2. 募集の目的及び理由」の「(1) 本子会社化の目的」に記載したとおり、当社が新日鐵住金の子会社となることで、①両社グループの経営資源を活かした相乗効果の創出、②連携施策の推進、③企業価値の最大化と株主・資本市場からの評価の向上を実現することが両社の企業価値向上に資するとの判断に至り、新日鐵住金を割当先を選定いたしました。

(3) 割当予定先の所有方針

本第三者割当増資は、新日鐵住金による本子会社化の一環として行われるところ、当社は、新日鐵住金が、本第三者割当増資により取得する株式を長期保有する方針である意向を口頭で確認しております。当社は、新日鐵住金から、払込期日から2年以内に本第三者割当増資により取得した当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券

取引所に報告すること及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意する旨の
確約書を取得する予定です。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先の売上高、総資産、純資産額、その他の財務諸表の内容を割当予定先が
2015年6月24日付で提出している第90期有価証券報告書及び2016年2月9日付で提
出している第91期第3四半期報告書に基づき確認し、総合的に考慮した結果、本第三者
割当増資の払込みについて問題のないことを確認しております。

7. 第三者割当増資後の大株主及び持株比率

第三者割当増資前 (2016年3月31日)		第三者割当増資後 (注1)	
新日鐵住金(株)	8.31%	新日鐵住金(株)	51.00%
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口)	7.45%	日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口)	3.98%
日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託 口)	5.61%	日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託 口)	3.00%
太陽生命保険(株)	2.41%	太陽生命保険(株)	1.29%
(株)三菱東京UFJ銀行	2.24%	(株)三菱東京UFJ銀行	1.20%
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO (常任代理人 シティバンク銀行株式 会社)	1.92%	CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO (常任代理人 シティバンク銀行株式 会社)	1.03%
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口9)	1.68%	日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口9)	0.90%
日本生命保険(相)	1.45%	日本生命保険(相)	0.78%
野村信託銀行(株)(投信口)	1.23%	野村信託銀行(株)(投信口)	0.66%
住友生命保険(相) (常任代理人 日本トラスティ・サービス 信託銀行(株))	1.18%	住友生命保険(相) (常任代理人 日本トラスティ・サービス 信託銀行(株))	0.63%

(注1) 新日鐵住金による本公開買付けの結果により、同社の本第三者割当増資に係る払込み株式数が変
動する可能性があります。上記本第三者割当増資後の持株比率は、2016年3月31日時点の持株
比率に対して他の株主が本公開買付けに応募せず、募集株式の全株式について新日鐵住金による払
込みがあったものとして計算しております。

(注2) 持株比率は小数点以下第三位を四捨五入しております。

8. 今後の見通し

本取引が当社の業績に与える影響については現在精査中であり、今後、業績予想修正
の必要性及び公表すべき事項が生じた場合には、速やかに開示いたします。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

新日鐵住金からは、本公開買付けが成立した後、本第三者割当増資に係る払込み完了時における当社発行済株式総数に対する所有割合を 51.00%とするために必要な数の株式（ただし、100 株未満を切り上げます。）についてのみ払込みがなされることになっておりますので、本取引後、新日鐵住金は、当社支配株主となる予定です。また、前記「5. 発行条件等の合理性」の「(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」に記載のとおり、本第三者割当増資による希薄化率は 25%以上となる可能性があります。

そのため、当社は、東京証券取引所の有価証券上場規程第 432 条に基づき、本定時株主総会において、本第三者割当増資に関する株主意思の確認を行います。なお、上記のとおり、当社は、本第三者割当増資において、新日鐵住金が会社法第 206 条の 2 第 1 項に規定する特定引受人に該当することを受け、会社法第 206 条の 2 第 4 項及び第 5 項に基づき、本定時株主総会において、本募集株式引受契約のご承認に係る議案を上程し、本募集株式引受契約についてご承認いただくことを予定しておりますので、当該議案の承認により本第三者割当増資に関する株主意思の確認を行う予定です。

10. 最近 3 年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近 3 年間の業績（連結）

	2014 年 3 月期	2015 年 3 月期	2016 年 3 月期
連結売上高	576,447 百万円	617,525 百万円	547,026 百万円
連結営業利益	16,557 百万円	21,055 百万円	10,087 百万円
連結経常利益	19,722 百万円	19,697 百万円	6,206 百万円
連結当期純利益	17,759 百万円	16,947 百万円	△6,613 百万円
1 株当たり連結当期純利益	177.72 円	160.51 円	△60.3 円
1 株当たり配当金	15.0 円	40.0 円	40.0 円
1 株当たり連結純資産	2,079.89 円	2,398.36 円	1,931.19 円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（2016 年 3 月 31 日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	109,843,923 株 (自己株式を含む。)	100.00%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—
上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—

おける潜在株式数		
----------	--	--

(3) 最近の株価の状況

①最近3年間の状況

	2014年3月期	2015年3月期	2016年3月期
始値	744円	891円	1,494円
高値	1,508円	1,690円	1,757円
安値	653円	823円	991円
終値	883円	1,503円	1,313円

(注1) 東京証券取引所(市場第一部)における株価であります。

②最近6か月間の状況

	11月	12月	1月	2月	3月	4月
始値	1,222円	1,344円	1,271円	1,299円	1,277円	1,304円
高値	1,399円	1,425円	1,316円	1,389円	1,446円	1,539円
安値	1,186円	1,231円	1,077円	1,141円	1,262円	1,238円
終値	1,347円	1,289円	1,127円	1,337円	1,313円	1,494円

(注1) 東京証券取引所(市場第一部)における株価であります。

③ 発行決議日前営業日における株価

	2016年5月12日
始値	1,457円
高値	1,481円
安値	1,451円
終値	1,478円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・公募増資

払込期日	2014年9月18日(木)
調達資金の額	8,038,552,600円(差引手取概算額)
発行価額	953.96円
募集時における発行済株式数	109,843,923株
当該募集による発行株式数	8,435,000株

募集後における 発行済株式総数	109,843,923株
発行時における 当初の資金使途	上記差引手取概算額 8,038,552,600 円については、一般募集と同日付をもって決議された本件第三者割当の手取概算額上限 1,206,059,400 円と合わせ、手取概算額合計上限 9,244,612,000 円について、全額を 2014 年 10 月 31 日までに第 1 回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付・適格機関投資家限定）の償還資金の一部に充当する予定です。
発行時における 支出予定時期	2014 年 10 月 31 日
現時点における 充当状況	2014 年 10 月 31 日に第 1 回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付・適格機関投資家限定）の償還資金の一部に充当しております。

・第三者割当増資

払込期日	2014 年 9 月 29 日（月）
調達資金の額	1,206,059,400 円（差引手取概算額）
発行価額	953.96 円
募集時における 発行済株式数	109,843,923 株
当該募集による 発行株式数	1,265,000 株
募集後における 発行済株式総数	109,843,923 株
割当先	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社
発行時における 当初の資金使途	上記差引手取概算額上限 1,206,059,400 円については、本第三者割当と同日付をもって決議された一般募集の手取概算額 8,038,552,600 円と合わせ、手取概算額合計上限 9,244,612,000 円について、全額を 2014 年 10 月 31 日までに第 1 回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付・適格機関投資家限定）の償還資金の一部に充当する予定です。
発行時における 支出予定時期	2014 年 10 月 31 日
現時点における 充当状況	2014 年 10 月 31 日に第 1 回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付・適格機関投資家限定）の償還資金の一部に充当しております。

11. 発行要項

(1) 発行新株式数	普通株式 95,706,600 株
(2) 発行価額	1 株につき金 1,620 円

(3) 資金調達額	金 155,044,692,000 円
(4) 資本金組入額	1 株につき 810 円
(5) 資本金組入額の総額	金 77,522,346,000 円
(6) 募集又は割当方法	第三者割当の方法によります。
(7) 割当先	新日鐵住金 95,706,600 株
(8) 申込期日	2016 年 5 月 23 日
(9) 払込期日	2016 年 12 月 1 日から 2017 年 6 月 23 日まで
(10) 特記事項	新日鐵住金からは、本第三者割当増資に係る払込み完了時の当社発行済株式総数に対する所有割合を 51.00% とするために必要な数の株式（100 株未満切上げ）についてのみ払込みがなされることになっております。そのため、新日鐵住金が引き受けた株式の全部又は一部について払込みのない可能性があります。

12. その他の事項

本公開買付けが成立し、かつ、本第三者割当増資が実行された場合（本公開買付けにおいて、買付予定数の上限を超える応募があり、本第三者割当増資に係る払込みが行われない場合を含みます。）、新日鐵住金は、公開買付届出書提出時点で所有している当社株式数、本公開買付けにより取得する当社株式及び本第三者割当増資により取得する当社株式を合わせて、本第三者割当増資に係る払込み後における新日鐵住金の当社発行済株式総数に対する所有割合は 51.00% となる予定であり、その場合、当社の親会社及び主要株主の異動が生じます。

以上